

デイサービスいつでも夢を 運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社 いずみソーシャルサポートが開設する通所介護及び介護予防通所介護事業所（以下「事業所」という）が行う通所介護及び介護予防通所介護事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の経験のある看護職員、介護職員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な通所介護及び介護予防通所介護を提供することによって、身体的、精神的能力を回復、また維持させることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の通所介護及び介護予防通所介護職員は、要支援者、要介護者等の心身の特性を踏まえて、積極的な生活を送れるように介護を助ける。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 デイサービスいつでも夢を
- 2 所在地 徳島県板野郡藍住町東中富字北傍示45番地5

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも通所介護及び介護予防通所介護の提供に努めるものとする。
- 2 生活相談員 1名
生活相談員は、事業所に対する通所介護及び介護予防通所介護の利用の申し込みに係る調整、利用者の生活相談等を行う。
- 3 看護職員 1名以上
利用者の健康チェック及び通所介護及び介護予防通所介護職員に対する技術指導、通所介護及び介護予防通所介護計画の作成を行う。
- 4 介護職員 3名以上
通所介護及び介護予防通所介護職員は通所介護及び介護予防通所介護の提供に当たるものとする。
- 5 機能訓練指導員 1名以上
機能訓練指導員は機能訓練指導に当たるものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日～日曜日までとする。
- 2 営業時間 午前8時30分～午後5時15分までとする。
- 3 サービス提供時間 午前8時30分～午後4時30分までとする。

(通所介護及び介護予防通所介護の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は25名とし、これを超えて通所介護及び介護予防通所介護の提供を行ってはならない。

(通所介護及び介護予防通所介護の内容)

第7条 通所介護及び介護予防通所介護の内容は次のとおりとする。

- 1 送迎
- 2 生活援助
- 3 生活動作訓練
- 4 入浴サービス
- 5 その他必要と認められるサービス

(通所介護及び介護予防通所介護の利用料その他必要な費用の額)

第8条 利用料の額は介護報酬の告示上の額とするほか、次に定める費用の額の支払いを利用者から受け取ることができるものとする。

おむつ代…実費

食費（おやつ代含む）…一日600円

その他個人の消費物品代…実費

(サービス利用にあたっての留意事項)

第9条 利用者は、指定通所介護及び介護予防通所介護事業の利用にあたっては次の点に留意することとし、適切な利用に努めなければならない。

- 1 火器の取り扱いには十分注意することとし、利用時間の喫煙は禁止。
- 2 事業所内の機械の使用にあたっては、常に適正な使用に努めること。
- 3 その他、他の利用者の迷惑となる行為又は事業の適切な運営に支障を来すような行為は厳に慎むこと。

(緊急時における対応方法)

第10条 通所介護及び介護予防通所介護員は、通所介護及び介護予防通所介護実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第11条 防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、その者に消防計画を作成させるほか、避難、救出訓練等を実施するなど、対策に万全を期さなければならない。

(衛生管理等)

第12条 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備または飲用に提供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上の必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第13条 通常の事業の実施地域は、徳島市、鳴門市、藍住町、板野町、上板町、北島町、松茂町を区域とする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 2 虐待の防止のための指針を整備する。
- 3 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 5 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第15条 事業所は、通所介護及び介護予防通所介護サービスの質的向上を図るため、従業者の研修の機会を適宜設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は有限会社 いずみソーシャルサポートと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、令和7年12月1日から施行する。